

国立大学法人茨城大学 中期目標・中期計画一覧表

茨 城 大 学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 序文 　国立大学法人法の規定により、国立大学法人茨城大学が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>前文 　国立大学法人茨城大学（以下茨城大学と称す）は、我が国の先端科学関連の研究や産業の拠点の一つである首都圏北部に立地する本学の特徴を生かし、人文・社会科学、理学、工学、農学、教育学の各分野における高等教育と、基礎・応用両面にわたる多様な研究活動を行う総合大学として、幅広い教養と専門的能力を備えた社会に有為な人材を育成するとともに、地域と国際社会における、学術・文化の発展に寄与することを目的として運営される。この目標の実現のため、半世紀にわたって培われてきた教育や研究における経験と実績を基に、新しい社会に適合した教育・研究体制を構築するとともに、教養教育、基礎科学分野の教育研究、教員養成教育の拠点となる水戸地区、それぞれ先端的科学技術と生命科学分野の教育研究の拠点となる日立、阿見地区の3キャンパスが一体となって、本学の教育研究を推進する。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 　平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 　以下の中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 高等学校での学習内容の変化や入学生の習熟度や修学動機の多様化、さらには、学術研究・科学技術の進展や社会の要請の変化に対応した質の高い教育と先端的研究を行い、広い教養と専門的能力を有する人材を育成する。以上の目的のために教育研究組織の改革を行う。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 目標を達成するために、教育研究等の質の向上に関する中期計画に加えて、以下のように教育研究組織の再編を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 効果的な学士課程教育の実施のため、学部単位における学生の学士課程教育組織と教員組織を分離する。 ② 教育研究の活性化を図るため、学部の学科組織を再編する。 ③ 教育学部は教員養成担当学部として体制を充実する。 ④ 科学技術の進展と社会の要請に基づいて大学院を充実し、各専攻を再編する。

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

[教育プログラム]

- ① 現代社会で活動するための教養教育と総合的な専門教育を展開して、豊かな人間性と全人的素養を培い、高い教養と専門能力を備えた学生を育てる。
- ② 学士課程教育カリキュラムを、卒業後の社会での活動や専門性に適合するよう整備充実する。
- ③ 科学技術の進歩並びに社会の要請に対応できる課題探求能力を備えた高度専門職業人及び研究者を育成する大学院教育を行う。

[教育システム]

- ④ 教育システムを整備し教育成果の向上を図る。

[教育改善施策]

- ⑤ 教育成果の点検・評価を充実させ、教育の質の向上を図る。

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育

[教育プログラム]

- ① 4年一貫カリキュラムをより実質化するために、各学部の専門教育と連携した教養科目的編成と授業内容の設定を行う。
- ② 効果的な4年一貫教育の実現のために、教養科目を区分ごとにカリキュラム編成のためのガイドラインの設定等によってその趣旨を明確にし、履修基準を見直す。積み上げ的な学習が求められる科目（群）は、体系的なカリキュラムを組み、授業科目を精選する。
- ③ 教養科目的年次履修を適切に配分し、各学部の専門カリキュラムと整合的に配置する。

[教育システム]

- ④ 各科目に学修達成度を設定し、科目内での成績評価の一貫性をもたせ、各授業科目において成績評価の基準化と適正な点検評価を行う。
- ⑤ 科目の特性に応じたクラスサイズの設定や学生の習熟度を配慮したクラス編成と授業内容にする。
- ⑥ 学生の自律的学習を支援するシステムを整備充実する。

[教育改善施策]

- ⑦ カリキュラムがガイドラインに沿って編成されていることを点検評価する。
- ⑧ 個々の授業について点検評価し、その結果をフィードバックして教育改善を図るシステムを構築する。
- ⑨ 教員の教育力向上のために、FD活動を活発にする。

○学士課程

[教育プログラム]

- ① 大学での基礎教育を、高校までの教育との接続を配慮したものにする。
- ② 専門分野の基礎知識・技術を修得できるよう教授し、該当する専門分野で順次 JABEE の認定を得る。(工学部等)
- ③ 小中高教員への指向と適性を高める教育を行う。(教育学部等)
- ④ 人文・社会・自然科学を理解する基礎学力を修得させ、社会で専門性を発揮できる人材を育成する。(人文学部・理学部等)
- ⑤ 生命科学や環境科学についての基礎知識・技術を修得させ、卒業後の専門性が発揮できる教育を行う。(農学部等)

[教育システム]

- ⑥ 各学部はカリキュラムの点検評価をし、その結果に基づき教育成果を評価するとともに、教育システムの改善を行う。

[教育改善施策]

- ⑦ 教育に関する評価結果を担当教員にフィードバックし、FDを実施して教育改善を図る。

	<p>○大学院課程 [教育プログラム]</p> <p>① 修士課程では、高度な専門的知識をもった人材を育成することを目的とした教育プログラムを構築する。</p> <p>② 工学系の大学院教育において、技術管理など実務に役立つ教育を行い、起業家精神の育成に努める。</p> <p>③ 博士後期課程では、先端的な研究の指導を行うとともに、自立した研究者や高度な専門技術者を養成する。</p> <p>[教育システム]</p> <p>④ 修士課程の教育成果を点検評価し、履修効果の向上を図る。</p> <p>⑤ 社会の要請に積極的に対応し、独立専攻や専門職大学院等における教育の整備を検討する。</p> <p>[教育改善施策]</p> <p>⑥ 教育に関する評価結果を担当教員にフィードバックし、FDを実施して教育改善を図る。</p>
(2) 教育内容等に関する目標	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○学士課程 [入学者受入方針]</p> <p>① 入学者受入方針をホームページ等に公開し、入試情報の発信を積極的に行って、受験者の確保を図る。</p> <p>② 高等学校での教育プログラムを考慮し、多様な入学者を受入れるため、高等学校との連携を強め、入試方法の多様化を図る。</p> <p>③ 入試成績、入学後の成績等を追跡調査し、入学者選抜のための基礎資料を作成し、選抜方法の改善にフィードバックする。</p> <p>④ 留学生選考方法の改善等を検討するとともに、留学に係わる本学の情報を海外に積極的に発信して、留学生の受け入れ数の拡充を図る。</p> <p>[教育課程]</p> <p>⑤ 初年次学生に導入・接続授業を実施する。</p> <p>⑥ 各教育組織で教育の理念と目的を明確にし、それに沿った4年一貫教育課程を整備する。</p> <p>⑦ 学生の志向性を考慮して、転学部転学科制度を有効に活用する。</p> <p>⑧ 現状の教育課程を再編し、該当する各専門分野で、順次、JABEEの認定を得る。</p> <p>⑨ 学外における教育機会の活用を推進するとともに、インターンシップなど社会体験型教育の機会を拡充する。</p> <p>[教育方法]</p> <p>⑩ 個々の授業の内容と方法の見直しを行い、効果的教育方法の普及を図る。</p> <p>⑪ オフィスアワー制度を改善・充実し、きめ細かな学習指導を行う。</p> <p>⑫ 適正なクラスサイズを設定して履修状況を把握し、自律的学習を促すとともに、時間外指導や補習授業を行って学生の理解度を高める。また、留学生、編入学生に対する補助教育体制を検討する。</p> <p>⑬ 学生が自ら参加して実践し理解する能動的かつ双方向的な授業の拡充を図る。</p>

<p>○大学院課程</p> <p>[入学者受入方針]</p> <p>① 修士課程においては高度で専門的な職業人を養成することに重点をおき、博士後期課程においては高度で専門的な職業人養成と同時に研究者養成を目的として、各研究科で入学者受入方針を明確にする。</p> <p>[教育課程]</p> <p>② 修士課程においては、高度な専門技術者や有資格者、研究者を育成するという設置の目的と就学と就職のニーズに応じて、適切な教育の内容とレベルを設定する。</p> <p>③ 社会の要請に応える新たな教育プログラムを積極的に構築するとともに、幅広い教育プログラムを提供する。</p> <p>[教育方法]</p> <p>④ 修士課程教育では、学士課程教育との有機的な接続に配慮した教育プログラムを提供する。</p> <p>⑤ 社会人・外国人学生の履修に配慮した、教育システムを整備する。</p> <p>[成績評価]</p> <p>⑥ 適正な成績評価基準と方法を策定し、大学院教育の質を確保する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>[教育実施体制]</p> <p>① 教養教育をはじめとする学士課程教育を円滑に組織的に実施する。</p> <p>② 幅広い教育研究分野の連携体制をつくり、総合力の発揮が可能な教育実施体制を推進する。</p> <p>③ 教育の内容と方法の質的向上を図るため、教員の採用方法</p>	<p>⑭ 実験・実習・演習の充実を図る。</p> <p>⑮ インターンシップを整備充実し、就職意識の啓発を図る。</p> <p>⑯ 各種資格の取得に対応したカリキュラムを整備し、さらに、資格試験などの単位認定を促進する。</p> <p>[成績評価]</p> <p>⑰ 授業の精選を行い、各授業科目の成績評価基準を明確にして、年間申請単位数の上限設定をするとともに、G P Aによる成績評価の活用を行い、卒業生の質の確保を図る。</p> <p>○大学院課程</p> <p>[入学者受入方針]</p> <p>① 現行の入学者選抜方法を見直すとともに、各研究科の受入方針に応じた選抜方法を検討する。</p> <p>② 特色ある教育・研究プログラムを提供して、入学者の増加を図る。</p> <p>[教育課程]</p> <p>③ 飛び入学や短縮修了の活用などの教育課程の多様化を図る。</p> <p>④ 科目等履修生・研究生・14 条適用大学院生・休職制度大学院生の受け入れ増を図るとともに、現職教員の受入体制を充実する。</p> <p>⑤ 学士課程教育との有機的な接続に配慮しつつ、適切な教育内容やレベルを設定して、課題探求力を備えた学生を育成する。</p> <p>⑥ 学外研究機関との連携を広く進めて、専門性と総合性を身につけた高度な専門職業人を育成する教育プログラムを充実する。</p> <p>⑦ 社会の要請に応える新たな教育プログラムを積極的に構築するとともに、融合領域では複数専攻間の連携による幅広い教育プログラムを提供する。</p> <p>⑧ 博士後期課程では専門分野の能力を深化させるために少人数教育を行い、自立した研究者を育成する。</p> <p>[教育方法]</p> <p>⑨ 院生の外国語能力や発表能力の育成に努め、国内外の学会、シンポジウム等に参加させて、研究発表や討論の体験を奨励する。</p> <p>⑩ 多様な留学生のための日本語教育や多文化理解教育等の充実を図る。</p> <p>⑪ 就職・インターンシップ支援体制を整備し、就職意識の啓発を図る。</p> <p>[成績評価]</p> <p>⑫ 科目ごとに達成基準を設け、適正な成績評価を行って、修了生の質を確保する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○教養教育</p> <p>[教育実施体制]</p> <p>① 大学教育研究開発センターを改組し、専門への広い意味での基礎教育を含む教養教育の実施組織として整備充実し、継続的な改善がやりやすい組織体制とする。</p> <p>② 4年一貫教育の実現のために、教養科目区分と履修基準を見直し、各分野で専門性の基盤となる教養科目と専門基礎科目を重視した実施体制を構築する。</p>
---	---

- を改善とともに、研修制度を整備する。
- [教育設備等の活用・整備]
- ④ 教育設備や図書を整備し、教育方法の改善を図る。
- ⑤ 情報メディアを活用した先進的方法による教育を行う。
- [連携した教育]
- ⑥ 近隣大学及び研究機関との連携や高等学校との連携及び社会人教育に対して積極的に対応する。
- [教育の質の改善]
- ⑦ 教育成果の点検・評価システムを充実させ、教育の質の向上を図る。
- ③ 教養教育体制、教育内容の管理・評価体制を見直し、JABEE認定可能なレベルに整備する。
- [教育設備等の活用・整備]
- ④ 情報通信環境を整備し、シラバスや教育資料を電子化するとともに、IT機器や情報システムを利用した効果的授業の開発・普及や教養教育のe-learningシステムの整備を図る。
- ⑤ 学生の自律的学習を支援するプログラムを支える諸施設を整備充実する。
- [連携した教育]
- ⑥ 授業を積極的に公開する。
- ⑦ 社会人、専門職業人を活用した教育を行う。
- [教育の質の改善]
- ⑧ 教養教育に関する点検評価システムを充実し、評価結果をフィードバックして改善に資する。

○学士課程

[教育実施体制]

- ① 学内の各教育組織の見直しを行うとともに、教職員の教育への適切な配置を促進する。
- ② 対応する分野で、順次、JABEE認定に対応可能な教育体制を構築する。
- ③ 担任制の充実に努める。不登校学生や単位取得不足学生に対する教育・相談体制を整備する。
- ④ FDの改善と一層の充実を図り、FDによって新採用教員と現職教員の研修を推進する。
- ⑤ 分野間で授業内容の調整を行うためのシステムを作り、科目間の統一性の確保や学際的テーマに対応できる柔軟な教育体制を整える。
- ⑥ TA制度による、学習指導体制の強化を図るとともに、TAの配備の仕方や活用の改善を行う。
- [教育設備等の活用・整備]
- ⑦ 授業の電子化等を図り、情報メディアを利用した多様な授業形態に対応する。
- ⑧ バーチャルキャンパスシステムやインターネットを改善整備し、3キャンパス間での効果的な教育の実施を図る。
- ⑨ 教材や学習指導法等に関する開発を支援するシステムを構築する。
- ⑩ 図書館における情報リテラシー教育の充実・強化を図る。

[連携した教育]

- ⑪ 他大学との単位互換協定の締結や放送大学の活用等を進め、多様な履修機会の提供を行う。
- ⑫ 大学の授業を高校生に受講させる機会を設けるなど、高大連携教育を推進する。

[教育の質の改善]

- ⑬ 学生による授業評価と教員による教育評価を総合的に分析して、改善策を立案・実施するシステムを構築する。

○大学院課程

[教育実施体制]

- ① 専攻間で共通的授業内容の調整を行うためのシステムを作り、学際的テーマに対応できる柔軟な教育体制を整える。
- ② RA制度の活用により、第一線の研究活動に触れさせ、研究教育を効果的に行う。
- [教育設備等の活用・整備]

	<p>③ 先端科学技術に関する教育・研究支援拠点を整備し、高度の各種分析機器を効率的に管理・運用し、共同利用の推進と測定サービス等の充実に努める。 [連携した教育]</p> <p>④ 魅力あるカリキュラムを構築するため、近隣大学及び研究機関との連携を推進し、単位互換制度、連合大学院制度、連携大学院制度の積極的利用を図る。</p> <p>⑤ 茨城大学・宇都宮大学・東京農工大学で構成される連合農学研究科による教育研究体制を継続し、将来のあり方についても積極的に検討する。</p> <p>⑥ 社会人学生のための指導体制を整備する。 [教育の質の改善]</p> <p>⑦ 授業の在り方や研究指導、学位認定などについて点検を行うシステムを充実し、教育の質の改善を図る。</p>
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>[相談・助言・支援]</p> <p>① 多様な学生の要請に対応し、学生に対する学習・生活・相談等の支援・サービス機能の向上と、指導体制の整備を図り、組織的・総合的な学生支援を推進するとともに、点検評価を行ってその改善に努める。</p> <p>② 学生への経済的支援を推進する。</p> <p>③ 学生の身体的・精神的健康の維持と増進を図る。</p> <p>④ キャンパス環境の向上を図る。</p> <p>⑤ 課外活動への支援を強化する。</p> <p>[就職支援]</p> <p>⑥ 学生の就職支援を推進し、職業観を涵養し、就職意識を啓発する活動を行う。</p> <p>[留学生・社会人支援]</p> <p>⑦ 留学生に対する支援制度の充実を図る。</p> <p>⑧ 社会人学生の学習に特別の配慮をし、修学を容易にする方策をとる。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>[相談・助言・支援]</p> <p>① 水戸キャンパスには学生サービスのセンターを整備し、日立と阿見キャンパスにはその分室を整備して学生サービスを総合的に行う。学生支援業務の点検評価を行って、学生サービスの改善に資する。</p> <p>② 学生の学習室及び交流室のスペースを充実し、教室・実験室等の環境の整備充実を進め、学習環境の向上を図る。さらに、学生用図書を充実するとともに、図書館や学習室等の利用時間を延長する。</p> <p>③ 学務情報の総合的管理と利便性の向上のため、学生証のICカード化を図る。</p> <p>④ 奨学制度を学生へ周知し、各種の奨学金制度の利用を拡大するとともに、勉学意欲の高い学生に対する経済的支援の充実に努める。</p> <p>⑤ 学生の身体的・精神的健康の維持と増進を図るとともに、精神衛生やセクシュアル・ハラスメントなどに係わる相談体制をより充実する。</p> <p>⑥ キャンパス内バリアフリー化や障害者用施設設備の充実を図り、障害のある学生が利用しやすい環境を整備する。</p> <p>⑦ 各種福利厚生施設の有効な利活用に努め、施設の整備改善を図る。</p> <p>⑧ 学生の課外活動を支援・助言し、課外活動の活性化に努力するとともに、課外活動に要する経費・施設の充実、表彰制度等の充実を図る。</p> <p>[就職支援]</p> <p>⑨ 就職相談体制の強化、就職先の開拓や情報収集の提供などの就職活動に対する支援を行う。さらにインターンシップ講座や就職ガイダンスの充実を図り、職業観を涵養し、就職意識を啓発する活動を行う。</p> <p>⑩ 卒業生へ大学院への社会人入学、研修生入学などによる卒業後の再教育の機会があることを積極的に周知するとともに同窓会を仲立ちとした卒業生との連携協力関係を活発にする。</p> <p>[留学生・社会人支援]</p> <p>⑪ 留学生からの学業や生活に関する相談体制を強化し、カウンセリングや研究指導体制を改善する。さらに、学生チューターによる支援体制を点検し充実を図るとともに、日本人学生との交流</p>

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

[方向性・重点領域]

① 知的資産の増大に貢献する水準の高い学術研究活動を推進するとともに、研究の重点領域を設定し、地域性と総合性を特色とする研究を推進する。

[社会への還元]

② 研究成果を高度の専門的な職業人養成を目的とした教育にフィードバックするとともに、産業技術の発展並びに国民生活の向上などのため積極的に社会へ還元する。

[水準と成果の検証]

③ 研究目的や目標に照らして、評価に耐える研究内容と水準を達成する。

④ 研究に関する多面的な評価システムを構築するとともに、外部評価を実施し、研究内容や成果の点検・評価・改善を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

[研究者の配置]

① 学術研究の動向や社会の要請に対応して、研究組織を柔軟に編成できる運営体制を作る。

② 大学院博士後期課程の充実を図る。

[研究資金の配分]

③ 高度な科学技術の教育と研究を推進し支援するため、競争的研究資金の獲得を促進・支援する体制を作る。

④ 研究活動や研究業績の状況を、学内における研究費等の配分に適切に反映させる。

[研究設備の整備]

⑤ 研究活動の状況を把握し、研究の質の向上や改善を図るために設備を整備する。

⑥ 情報の総合的管理と活用を図り、情報セキュリティを確保

を活発に行う。

- ⑫ 留学生と関連地域団体との交流を促進し、日本文化理解のための教育の充実を図る。さらに、帰国後の支援を図る。
- ⑬ 社会人学生への相談等に対応できる支援体制を整備する。
- ⑭ 学生及び留学生向けの宿舎の利活用について点検を行い、運営の改善に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

[方向性・重点領域]

① いくつかの分野で研究拠点となるべき重点研究を育成し、高い水準の研究を行う。

② 地域課題の解決をめざした全学的なプロジェクト研究など、地域貢献型研究を推進する。

③ 環境の保全に関わる学際的な教育研究の推進と技術開発を行う。

[社会への還元]

④ 博士の学位を持つ高度な技術者・研究者を養成する。

⑤ 研究成果を社会に還元するため、技術研修や市民を対象とした公開講演会等を積極的に開催する。

⑥ 国・地方公共団体等の各種審議会・委員会並びに学協会の調査活動等へ参加し、研究成果の社会への還元を促進する。

⑦ 国・地方公共団体・民間企業及び特殊法人等との間で、共同・受託研究や連携・交流の機会の増加を図る。

[水準と成果の検証]

⑧ 国際学会や全国的レベルの学会、研究会等における研究発表や、学術誌における論文発表を積極的に行い、研究成果を公開し、当該研究分野の発展に資する。

⑨ 教員の研究を点検評価し、教員評価に反映させる評価システムを検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

[研究者の配置]

① 学士課程の教育組織から教員組織を分離し、柔軟に研究組織を編成できる体制とする。

② 学内共同研究の組織化や支援する体制を整え、研究条件の充実とともに、プロジェクト研究を運営するための組織を柔軟に編成する。また、研究プロジェクトへ研究支援者を期限付きで配置する。

③ 博士の学位を持つ高度な技術者・研究者を育成するため、博士後期課程を充実するとともに、研究員の受け入れの拡大と流動性の確保を図る。

④ サバティカル等の研修制度を整備し、教員の研究能力向上を目指す。

[研究資金の配分]

⑤ 競争的研究資金情報の教員への広報体制と戦略的研究の組織化に機敏に対応できる体制を整備する。さらに、資金獲得へのインセンティブを与えるシステムを整備する。

⑥ 研究評価を研究費配分に反映させるシステムを検討する。さらに、評価を基に研究体制や研究プロジェクトの見直しを行う。

<p>する。</p> <p>⑦ 図書資料の充実と利用環境の改善を図る。 [知的財産管理の整備]</p> <p>⑧ 知的財産の管理及び技術移転のための組織を整備し、研究成果の社会への還元を推進する。 [共同研究]</p> <p>⑨ 学内共同教育研究施設の整備充実を図る。</p> <p>⑩ 学外の研究組織との研究連携や技術協力を推進支援する体制を整備する。</p>	<p>⑦ ベンチャーラボ・レンタルラボを整備し、競争的資金に基づく研究や外部との共同研究スペースとして提供する。 [研究設備の整備]</p> <p>⑧ 研究拠点となる高い水準の研究を育成するために、最先端の実験・分析設備を導入し運用する。</p> <p>⑨ 高度の研究を推進し支援するために各教育研究施設の充実と施設間の密接な連携を図る。</p> <p>⑩ 放射線及び放射性元素利用研究における安全性の確保のため、設備を整備する。</p> <p>⑪ 学術データベースの構築と整備に努力するとともに、外部電子情報の利用促進を図る。</p> <p>⑫ 教育・研究・業務に関する情報の総合的管理運営と活用を図り、学内情報のサービスを行うとともに、情報セキュリティを確保する。そのための組織体制の整備充実を図る。</p> <p>⑬ 図書館資料の系統的な収集・整備を促進し、電子図書館サービス機能の充実・強化を図る。</p> <p>⑭ 外国雑誌について電子ジャーナルを中心とした、全学的な収集・共同利用体制を推進する。</p> <p>⑮ 他大学図書館及び国立情報学研究所等と連携し、国際的・国内的な図書館間相互協力（ILL）を推進する。</p> <p>⑯ 図書管理システムを整備し、所蔵資料の利用促進を図るとともに、図書の資産管理の効率化を図る。 [知的財産管理の整備]</p> <p>⑰ 社会の要請にしたがって企業と共同研究を展開し、本学のシーズを社会に提供する。また、本学の知的財産の創成と管理及び活用を図る拠点として知的財産管理部を形成する。 [共同研究]</p> <p>⑱ 先端科学技術に関する研究支援拠点として学内共同教育研究施設を整備し、密接な連携を図って、共同利用の推進に努める。</p> <p>⑲ 生命科学研究における安全性の確保と生命倫理の遵守を図りながら、遺伝子研究の支援と教育を行う。</p> <p>⑳ 大学院連携分野の近隣研究機関の研究者と共同研究を推進する。</p> <p>㉑ 研究情報の広報体制を整備するとともに、学外研究機関や大学、企業、NPOとの間の研究連携を推進するための組織を整備し、研究の連携・協力・技術移転を積極的に進める。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標 [地域との連携]</p> <p>① 教育及び研究における社会サービスを積極的に推進する。</p> <p>② 地域貢献・地域交流の組織的・総合的な取り組みを推進する。 [産学連携]</p> <p>③ 社会の要請を汲み上げた研究を展開し、社会にシーズを発信する。</p> <p>④ 産業振興・環境保全に貢献し社会の健全な発展に寄与する研究を推進する。 [他大学との連携]</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 [地域との連携]</p> <p>① 地域貢献を本学の重要施策の一つとし、地域貢献を目的とする教育研究を充実し、成果を社会へ還元する。地域貢献と地域連携の拠点となるよう本学を整備する。</p> <p>② 国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、さらにはNPOや市民団体と共同して、多様な社会活動を行って、産官民学の連携を推進する。</p> <p>③ 地域への積極的な貢献のため、学内共同教育研究施設を有機的に組織化しその活用を図るとともに、生涯学習の充実、地域環境改善、地域産業活性化に寄与する。</p> <p>④ 社会貢献のための情報発信組織を整備し、広報活動を行う。</p> <p>⑤ 地域への図書館開放など、図書館サービスの拡充を図る。</p> <p>⑥ 大学所有の各種文化資料及び文化財等を社会に有効に還元し、文化振興に貢献する。</p>

<p>⑤ 他大学や外部研究機関と協力して地域課題を解決するため組織的連携を図る。 [留学生等交流]</p> <p>⑥ 国際的な大学間学生交流・学術交流の推進を図る。</p> <p>⑦ 留学生や外国人研究者を積極的に受入れる。 [国際貢献]</p> <p>⑧ 国際的共同研究に取り組むとともに、国際社会の要請に応える研究の構築と人材養成への協力を強める。</p>	<p>[産学連携]</p> <p>⑦ 共同研究・受託研究等を積極的に推進し、民間等からの相談に積極的に対応する。</p> <p>⑧ 高度の各種分析機器を運用して共同利用の推進と測定サービス等の充実に努め、社会と連携した業務の拡充を図る。</p> <p>⑨ 研究成果に基づくベンチャービジネスを育成する。 [他大学との連携]</p> <p>⑩ 社会人教員の登用や研究機関との連携大学院の充実、インターンシップの充実などにより、大学教育における社会との連携を図る。</p> <p>⑪ 北関東4大学連携や近隣3大学連携を継続し、共同で行う事業等で連携する。 [留学生等交流]</p> <p>⑫ 学術交流協定や学生交流協定がかわされている外国の大学と、研究交流をより活発にするとともに、交換留学生の増加を図る。</p> <p>⑬ 留学生や外国人研究者を受入れる体制を整備し、受入れを促進する。</p> <p>⑭ 国際交流のための資金の充実と効率的運用を図るとともに、国際交流に関わる学生の経済的支援体制を確立する。 [国際貢献]</p> <p>⑮ 国際共同研究に積極的に参加し、国際社会の要請に応える研究の構築と人材を養成する。</p> <p>⑯ 本学の教員や学生を海外に積極的に派遣する。</p>
--	---

(2) 附属学校に関する目標

- ① 附属学校としての設置目的を踏まえ、教育研究を一層充実する。
- ② 地域の研究課題を踏まえ、公立学校や関係教育機関との連携を一層強化する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究については、様々なテーマについて学部との共同研究を推進する。
- ② 学部教員の専門分野を生かした教材開発や指導法についての共同研究を推進する。
- ③ 大学院生や学部学生との連携も図り、少人数指導やチームティーチング指導などの在り方を検討する。
- ④ 研究・教育実践成果を紀要にまとめたり、公表したりすることを通して、教育課題の解決に資する。
- ⑤ 県教育委員会をはじめとする関係教育機関との連携のもと、人事にかかる諸条件を整備し、公立学校等の人事交流を円滑に進めるとともに教員の資質向上を図る。
- ⑥ 附属幼・小・中にあってはこれから新しい教育内容や指導法の在り方等、幼小中学校の課題を解決するための先導的な役割を果たし、地域の教育力向上のための研修機会を提供する。
- ⑦ 附属養護学校にあっては学部と連携し、多様なニーズをもつ子どもの教育内容・方法を追求し、特別支援教育の充実を目指す。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ① 目標と計画を効果的に推進する機動的で効率的な大学運営体制を確立する。
- ② 各教育研究組織及び施設において、教育研究の円滑な推進に資する運営体制を確立する。
- ③ 教員、職員等が一体となって目的達成のため大学を運営す

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 役員会、教育研究評議会、経営協議会の緊密な連携を構築し、各会議等に教員と事務職員等の参画を図って、円滑な運営を行う。
- ② 学部長主導の運営体制を構築し、教授会の構成や運営方法を改善し、教員の管理運営業務の軽減を図って、教育研究の推進に資する運営体制とする。
- ③ 各教職員の業務を明確にするとともに、運営組織の点検評価と教職員の評価システムの体制整

<p>る。</p> <p>④ 教育研究及び運営の各組織において点検評価を行い、運営体制を改善する。</p>	<p>備を行って、運営体制の改善と効率化を図る。</p> <p>④ 各学内共同教育研究施設等の連携と点検評価を行う組織を整備し、業務の改善を行う。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>① 教育研究の進展や社会的要請に対応し、大学の長期計画と整合するよう教育研究組織の柔軟な設計と改組転換を進める。</p> <p>② 全学的視点から3キャンパスをそれぞれ特徴のある教育研究拠点として整備する。</p> <p>③ 科学技術の進展と社会の要請に基づいて大学院の整備拡充を図る。</p> <p>④ 近隣関係大学等との大学間連携・連合等による教育研究組織の充実活性化のための意見交換、協議を進める。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>① 柔軟で効果的な学士課程教育の実施を実現するため、学生の学士課程教育組織と教員組織を分離する。</p> <p>② 教育研究の活性化を図るため、大学の目標を踏まえ、学部における教育研究組織を見直す。</p> <p>③ 教育学部は教員養成担当学部として体制を充実する。</p> <p>④ 科学技術の進展と社会の要請に基づいて大学院を充実し、再編する。</p> <p>⑤ 大学間の連携・連合等の将来のあり方に関して、連合大学院を構成する東京農工大学、宇都宮大学との協議を行うとともに、その他近隣大学等との意見交換を進める。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>① 学内の各教育研究組織の見直しに基づいて、教員の適切な配置を促進する。</p> <p>② 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を促進する。</p> <p>③ 教育、研究、大学の運営及び社会貢献等に係わる、多面的な評価システムを構築する。</p> <p>④ 事務職員等については、人事システムを整備し、専門性や資質の向上を図るとともに、職務にふさわしい待遇や配置の適正化を図る。</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教員の採用は公募制を原則とし、教育能力と教育活動を選考時の評価項目に加える。</p> <p>② 教育研究全学プロジェクトなどの部分に教員の任期制を導入して、教員の流動性と教育研究の質の向上を図る。</p> <p>③ 年齢構成、男女比などや、教員の業務の多様性等を適切に考慮した教員構成の実現に努める。</p> <p>④ 中長期的な観点に立った適切な法人人員管理に関する規則を整備し、実施する。</p> <p>⑤ 適正な教員人事を行うために、教育に対する貢献度を重視し、研究や社会貢献と同時に教育上の業績を含め総合的に評価し、処遇に反映させる評価制度を検討する。</p> <p>⑥ 事務職員等の専門性の向上を図るため、採用の工夫や積極的な研修を行うとともに、他機関との交流を行って人事の活性化を進める。</p> <p>⑦ 事務職員等の業績が処遇に適切に反映される評価システムを含む人事制度を検討する。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 大学運営の企画立案に積極的に参画し、組織の活性化と質の高い大学運営業務の遂行を目指す。</p> <p>② 効率的な業務執行を目指して、事務処理の効率化、合理化を図る。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 事務組織の機能と編成を見直し、柔軟で効率的な組織編制とする。</p> <p>② 業務の簡素化とIT化を推進する。</p> <p>③ 事務等の業務の効率化を図るために、外部委託等を検討し、導入する。</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>① 外部研究資金の獲得増加に組織的に取り組む。</p> <p>② 知的財産の増加を図りそれを有効に活用する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 外部資金の導入を奨励し、科学研究費補助金等の競争的外部研究資金の申請件数の増加を図る。</p> <p>② 受託研究・共同研究等によって外部資金を獲得する。</p> <p>③ 知的財産の有効利用に努め、自己収入の増加を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p>

<p>① 運営経費を適正かつ効率的に配分し執行する。 ② 定常的業務の収支状況を見直し、管理的経費の抑制等の改善を図る。 ③ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>① 資産の効率的・効果的運用を図るシステムを構築する。 ② 知的財産の効率的運用を図る組織を整備し、運用を促進する。</p>	<p>① 運営経費の適正かつ効率的運用を図る。 ② 管理的経費の節減・合理化と物品調達方法の見直しを図る。 ③ 業務を見直し、外部委託化を行って経費の抑制を図る。 ④ 歳入歳出と決算を分析し、学内資源配分の改善を行って、経費の効率的運用を図る。 ⑤ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学の各種資産を効率的に管理するシステムを構築し、適正な活用と保全を図る。 ② 校地・施設・設備等の利用状況を把握し利用改善を進め、全学共用を推進する。 ③ 知的財産を原則として機関所属とし、知的所有権の取得と確保に積極的に取り組む。 ④ 知的財産活用のため知的財産の企業化や技術移転を促進する。</p>
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>① 自己点検評価及び第三者による外部点検評価を厳正に実施して、その結果を大学の運営に的確に反映させる。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>① 教育研究や社会貢献等の活動状況と成果を広く社会に知らせるため、情報提供やPRを推進する。 ② 大学法人の経営及び監査結果等を公表する。 ③ 大学キャンパスの環境改善への取り組みを学内外に公表する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学の諸活動を対象とした点検評価のシステムを改善するとともに、点検評価のデータベース構築を図る。 ② 運営評価・財務評価のための監査組織を構築し、適正な監査を行う。 ③ 評価結果を公表するとともに、社会各方面からの意見を改善に導入する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教育研究及び社会貢献等の活動と成果について各種多様なメディアを活用して情報を提供し、PRを行う。 ② 教育、研究、社会活動等に関する各学部の年次報告書を作成し、学内外に公表する。 ③ 大学法人の各年度の経営及び監査結果等を公表する。 ④ 広報や地域連携を充実させ、情報収集と情報発信を積極的に行う。 ⑤ キャンパスと施設の環境保全を図り、ISO認証取得を計画する。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>① 施設整備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設整備・管理(施設マネージメント)を行う。 ② 教育研究活動の要請に対応して、施設を重点的に整備する。 ③ 施設整備の財源確保に努めるとともに、トータルランニングコストに基づき施設を整備する。 ④ 施設を効率よく運用するための体制を整備する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① キャンパス及び施設の運用管理・保全と計画的整備を一括して行う組織を整備し、効率的運用と管理・整備及び点検評価・改善を行う。 ② 必要な耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を策定し、順次実施に努める。 ③ 施設設備の省エネルギー化や集約化、共同化を進める。 ④ 学習生活環境を整備し、学生用情報関連設備、図書館・談話室・集会場など学生のためのスペース確保・拡充を図る。 ⑤ 運動施設の整備、更新、改善を計画的に実施する。 ⑥ 障害者対応の環境整備、建物内外の環境保全等、社会的要請に配慮した施設整備と管理を推進するとともに、市民に開放する空間を創出する。 ⑦ 3キャンパスの特色・特徴と地域性を示すデザインを策定し、キャンパス整備を推進する。</p>

<p>2 安全管理と健康管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全管理体制の整備・改善を進める。 ② 労働衛生環境を良好に維持する。 ③ 危機管理体制を整備する。 ④ 情報セキュリティ対策を講じる。 ⑤ 安全管理に係わる施設の整備・改善を図る。 ⑥ 学生・教職員の健康を管理する。 	<p>2 安全管理と健康管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働安全衛生法に基づいた安全管理体制の強化を図る。 ② 安全管理と労働衛生に係わる教育訓練を実施し、教職員・学生への安全管理の徹底と啓発を図る。 ③ 安全管理に係わる施設、機器の整備、充実を図り、施設、機器の定期的な点検を進める。 ④ 事故・犯罪の発生を迅速かつ的確に把握するシステムを整備して管理体制を確立し、防犯対策を講じる。 ⑤ 学内交通管理システムを構築し、交通安全対策を講じる。 ⑥ 学内情報機器のネットワークセキュリティ対策を定期的に実行する。 ⑦ 放射性物質の管理システムの整備・充実を図る。 ⑧ 学生・教職員の健康診断と事後指導を行うとともに、生涯健康教育や運動習慣、栄養習慣の教育・指導を行い、健康増進を図る。 ⑨ 教職員・学生の一次救急や疾病に対応するための緊急マニュアルを整備し、そのための設備を整備する。 ⑩ 精神保健相談業務の連携を強化し、相談ネットワークを構築して、効果的に機能させる。教職員を対象に研修会などを開催し、心の問題を抱える学生の教育・指導をサポートする。
--	---

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

20億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の用途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・(文京2) 校舎	総額 416	施設整備費補助金(416)
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

教育職員については、中期計画をとおして教員数の適切な配置を行う。毎年度一定数の流動定員を計画すること等によって、必要な教育研究事業に任期付き教員を配置する。教員採用は公募を原則とする。適正な教員人事を行うために、教育に対する貢献度を重視し、研究や社会貢献と同時に教育上の業績を含め総合的に評価する多面的な評価システムを構築する。また、教員の研鑽の機会を積極的に計画する。

事務系職員については、平成15年度から実施している学内公募制度をより充実した制度とし、人事交流での関係機関への出向についても、この制度を利用し意欲を持って実力が発揮できる人材の活用を行う。又、学生への支援業務などのサービス部門における人事配置は、学生ニーズに適応できるよう、定期的な研修制度を実施する。

職員採用は、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を基本とし、専門性の高いポストには、一般公募により年齢枠を撤廃した幅広い人材の採用を行う。

職員の給与を含める処遇については、平成16年度から評価を適正に実施し決定する。

職員数の管理は、運営費交付金の予算管理に対応する適切な管理を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 55, 918百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

該当なし

(リース資産)

該当なし

中期目標		中期計画
別表（学部、研究科等）		別表（収容定員）
学部	人文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部	平成16年度 人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人 (うち教員養成に係る分野 1, 000人) 理学部 840人 工学部 2, 230人 農学部 480人
研究科	人文科学研究科（修士課程） 教育学研究科（修士課程） 理工学研究科（博士前期課程、博士後期課程） 農学研究科（修士課程） 〔東京農工大学大学院連合農学研究科（博士課程）：参加校〕	人文科学研究科 50人（うち修士課程 50人） 教育学研究科 104人（うち修士課程 104人） 理工学研究科 691人 〔うち博士前期課程 587人 博士後期課程 104人〕 農学研究科 85人（うち修士課程 85人）
		平成17年度 人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人 (うち教員養成に係る分野 1, 000人) 理学部 840人 工学部 2, 190人 農学部 480人
		人文科学研究科 50人（うち修士課程 50人） 教育学研究科 104人（うち修士課程 104人） 理工学研究科 711人 〔うち博士前期課程 602人 博士後期課程 109人〕 農学研究科 86人（うち修士課程 86人）
		平成18年度 人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人 (うち教員養成に係る分野 1, 000人) 理学部 840人 工学部 2, 150人 農学部 480人
		人文科学研究科 50人（うち修士課程 50人） 教育学研究科 104人（うち修士課程 104人） 理工学研究科 716人 〔うち博士前期課程 602人 博士後期課程 114人〕 農学研究科 86人（うち修士課程 86人）
		平成19年度 人文学部 1, 580人 教育学部 1, 400人

		(うち教員養成に係る分野 1,000人)
	理学部	840人
	工学部	2,110人
	農学部	480人
	人文科学研究科	50人 (うち修士課程 50人)
	教育学研究科	104人 (うち修士課程 104人)
	理工学研究科	716人 [うち博士前期課程 602人 博士後期課程 114人]
	農学研究科	86人 (うち修士課程 86人)
平成20年度	人文学部	1,580人
平成20年度	教育学部	1,400人 (うち教員養成に係る分野 1,000人)
平成20年度	理学部	840人
平成20年度	工学部	2,110人
平成20年度	農学部	480人
平成20年度	人文科学研究科	50人 (うち修士課程 50人)
平成20年度	教育学研究科	104人 (うち修士課程 104人)
平成20年度	理工学研究科	716人 [うち博士前期課程 602人 博士後期課程 114人]
平成20年度	農学研究科	86人 (うち修士課程 86人)
平成21年度	人文学部	1,580人
平成21年度	教育学部	1,400人 (うち教員養成に係る分野 1,000人)
平成21年度	理学部	840人
平成21年度	工学部	2,110人
平成21年度	農学部	480人
平成21年度	人文科学研究科	50人 (うち修士課程 50人)
平成21年度	教育学研究科	104人 (うち修士課程 104人)
平成21年度	理工学研究科	716人 [うち博士前期課程 602人 博士後期課程 114人]
平成21年度	農学研究科	86人 (うち修士課程 86人)

国立大学法人茨城大学 中期計画の別紙

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	44,843
施設整備費補助金	416
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,763
自己収入	30,484
授業料及入学金検定料収入	29,923
財産処分収入	0
雑収入	561
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,155
長期借入金収入	0
計	80,661
支出	
業務費	75,327
教育研究経費	57,815
一般管理費	17,512
施設整備費	416
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	2,155
長期借入金償還金	2,763
計	80,661

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額55,918百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人茨城大学教職員退職金規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

国立大学法人の運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
 $L_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $L_{(y)}$ 。

国立大学法人茨城大学 中期計画の別紙

②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。

(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。

(D (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

(平成 15 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

(平成 15 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。

⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。

⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。

E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成 16 年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

◇ 「運営費交付金 = A (y) + C (y)」

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の式により決定する。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) + G (y) - H (y)$$

$$(1) D (y) = \{D (y - 1) \times \beta \text{ (係数)} \times \gamma \text{ (係数)} - D (x)\} \times \alpha \text{ (係数)} + D (x)$$

$$(2) E (y) = E (y - 1) \times \beta \text{ (係数)} \times \alpha \text{ (係数)}$$

国立大学法人茨城大学 中期計画の別紙

(3) $F(y) = F(y - 1) \times \alpha$ (係数) $\pm \varepsilon$ (施設面積調整額)

(4) $G(y) = G(y)$

(5) $H(y) = H(y)$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③、⑧) を対象。

E(y) : 附属施設等経費 (⑪) を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費 (④) を対象。

G(y) : 特別教育研究経費 (⑫) を対象。

H(y) : 入学料収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象。

2. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

(1) $L(y) = L(y - 1) \times \alpha$ (係数)

(2) $M(y) = M(y)$

L(y) : 一般管理費 (①) を対象。

M(y) : 特殊要因経費 (⑬) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、平成16年度予算額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、平成16年度予算額により試算した支出予定額を計上している。

国立大学法人茨城大学 中期計画の別紙

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

国立大学法人茨城大学 中期計画の別紙

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	78,155
業務費	75,324
教育研究経費	13,402
受託研究費等	1,262
役員人件費	605
教員人件費	45,179
職員人件費	14,876
一般管理費	2,014
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	817
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	78,155
運営費交付金	44,758
授業料収益	24,769
入学金収益	3,984
検定料収益	1,123
受託研究等収益	1,262
寄附金収益	881
財務収益	0
雑益	561
資産見返運営費交付金戻入	530
資産見返寄附金戻入	49
資産見返物品受贈額戻入	238
臨時収益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

国立大学法人茨城大学 中期計画の別紙

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	80,991
業務活動による支出	77,337
投資活動による支出	561
財務活動による支出	2,763
次期中期目標期間への繰越金	330
資金収入	80,991
業務活動による収入	77,482
運営費交付金による収入	44,843
授業料及入学金検定料による収入	29,923
受託研究等収入	1,262
寄付金収入	893
その他の収入	561
投資活動による収入	3,179
施設費による収入	3,179
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	330

[注1] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注2] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額（330百万円）が含まれている。